#### 一九七八年二月一日

ミシェルフーコー、高桑和巳訳,2007『ミシェル・フーコー講義集成〈7〉コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978 年度 「安全・領土・人口」』, 筑摩書房

# ▶ 前回までの講義と今回の講義で話すこと (p.109 l. 1-l. 4)

- 安全メカニズムの分析を通じて人口に特有の諸問題がどう現れるか
- 人口をめぐる問題と統治の問題について
- 安全-人口-統治という一まとまりのものの設置について、を話してきた →今回は、統治に焦点をあてて整理したい
- ▶ 十六世紀における「統治」の問題、多様な統治実践(p. 109 l. 5-p. 111 l. 1)
  - 「統治」の問題は十六世紀に突如として出現
  - 君主への忠告と政治学論文の間に、統治術なるものとして登場
  - さまざまな問題に関して、多様な局面で姿を現す
    - Ex)自己統治、魂の統治・操行の統治、子どもの統治(→十六世紀に出現し展開された教育法の問題設定につながる)、君主による国家統治

1

どのように自己統治するか、どのように統治されるか、どのように他の者たちを統治するか、誰に統治されるのを受容すべきか、最良の統治者であるにはどのようにすればよいか?(p. | | 0 | 1. | 2-| 1. | 4)という問題は、二つのプロセスの交差点に出現

### 〈二つのプロセスとは…?〉

- (I)封建的な諸構造を解体して領土的・行政的・植民的な大国家を整備・設置するというプロセス =国家による集中化という運動
- (2)もう一つは現世にあって精神的に救済へと導かれたいという人々によるその救済の欲しかたを問いなおす運動
  - =拡散、宗教的体制という運動
- →十六世紀における統治の問題が示す支配は、統治一般が全般的に問題設定されるという特徴がある
- ▶ 統治に関する文献にとっての反発点としてのマキャヴェッリ『君主論』と十九世紀までの『君主論』受容小史(p. | | || 1. 2-p. | | | 6 | | | | | |
  - 膨大でもあり単調でもある文献
  - 統治に関するこれらの文献は、反発点に対立し、この反発点を棄却する形で自らを位置づけた
  - 最初から嫌われていたわけではなく、むしろ賞賛の対象であった
  - 統治術に関する文献が全て消滅しつつあった十九世紀初頭にドイツで再登場する

### 〈再登場する経緯〉

- ナポレオンという文脈=フランス革命が作りだした文脈
- 主権者が国家に対して行使する主権はどのようにして、どのような条件で維持されるか

↑しかし、

- 反マキャヴェッリ文献が、明白な形でも暗黙の形でも登場する
- ここで重要なのはこれらの文献が単に受容し難いものに対する堰き止め・検閲・破棄という機能を持つものだったのではない

- 反マキャヴェッリ文献とは一つのジャンルであって、このジャンルには固有の対象・概念・戦略がある←フーコーは 一つのジャンルとして反マキャヴェッリを扱いたい
- マキャヴェッリと反マキャヴェッリが示す「統治」(p. 113 l.10-p. 116 l. 5)

マキャヴェッリ=□、反マキャヴェッリ=■

- □ 君主は自分の領国に対して単数性・外在性・超越性という関係にある
- □ 君主と領国の間には根本的·本質的·自然的·方的な貴族関係はない 」
- □ この関係は外在的なものである以上は貧弱であり、絶えず脅かされる
- □ 権力の行使の目的はもちろん自分の領国を維持・強化・保護することである =統治術が注目すべきは、君主が自分の領国との間に持つ貧弱な結びつき
- □ このことから、分析様態が二つの側面をもつという帰結がもたらされる
  - (1) さまざまな危険を標定すること
  - (2)力関係を操作する術
- ⇨本質的に自分の領国を保守する君主の巧みさに関する論考として現れる

↑一方、反マキャヴェッリは・・・

- 君主の巧みさやノウハウに関する論考の代わりに何か特別なものを立てようとしている =統治術を立てようとしている
- 物事を大ざっぱなまま標定するために、ギョーム・ド・ラ・ペリエールのテクストを取り上げる
  - (I)統治者、統治する人々、統治という実践はもっと多様な実践 Ex)「家を統治する」「修道院・修道会を統治する」「魂を統治する」「子どもを統治する」「家族を統治する」
  - (2)これらの統治はすべて社会全体ないしは国家の内部にある
- ⇨つまり、統治形式は複数あり、統治実践は国家に対して内在的であり、マキャヴェッリの「君主」とは対立する
- 三つのタイプの「統治」とその連続性(p. 116 l. 6-p. 118 うしろから 3)
  - 自己統治は道徳に属する
  - 家族統治は経済に属する
  - 国家を「きちんと統治する学」は政治に属する
    - →この連続性には2種類ある
      - (1)下から上への連続性
    - 国家を統治できるようになりたいと思う者はまず自己統治できなければならない
    - 自分の家族・財産・領地を統治できなければならない
    - 最後に国家を統治するに至る
      - (2)上から下への連続性
      - 国家がきちんと統治されているなら、一家の父は自分の家族・富・財産・所有物をきちんと統治でき、諸個人もしかるべく自分を導く
      - 国家の良い統治を個人の操行や家族の管理に至るまで響きわたらせる
    - ⇒君主の教育においても内政においても本質的・中心的な要素は家族の統治で、この家族の統治はまさしく「経済」 と呼ばれる
    - 「経済」という言葉は、もともと「家の統治」を指す
    - 問題は、どのようにすれば家族の統治を国家の一般的な管理の内部に導入されうるか =国家を統治するとは、経済を作動させること、国家全体という水準で一つの経済を作動させることだということになります。つまり、住民や富や番人の素行に対してある形式の監視・制御を[行使する]ということです。(p.

これらは連続性がある

1181.6-1.8)

- 十八世紀から統治術は経済という形式・モデルで権力を行使する術(=「経済統治術」)となる
- 十六世紀には統治の一形式として「経済」が表され、十八世紀になると現実の水準を表すようになっていった

マキャヴェッリ=□、反マキャヴェッリ(ギョーム・ド・ラ・ペリエール)=■

#### 〈権力が関わる対象の総体がもつ特徴〉

- □ 領土と領土に住んでいる人々が対象←主権の特徴
- □ 主権は物事に対して行使されるのではなく、領土に行使され、その結果そこに住んでいる臣民に行使される
- □ 領土こそが領国の基礎であり、主権の基礎である

↑これに対して

■ 統治される対象は物事

=統治が関わるのは領土ではなく、人間と事物(富や資源、食料そして領土も含む)からなる一種の複合体

■ ここで言う人間とは、風習・習慣・行動のしかた・考え方の他に、飢餓や疫病、死といった事故や不幸とも関わりを持っている

Ex)船の統治、家族の統治

■ 本質的なのは、人間と事物とからなる複合体であり、これこそが主要な要素で領土や土地所有権はいわば変数にすぎない

### 〈Ex〉ロシアとオランダ

- □ロシアは領土の
- □その土地は沼地・森林・砂漠でできている
- □そこに住んでいるのはわずかな人々で、貧困かつ悲惨で活動も産業も見られない
- □かろうじて重要な国になりかけている
- ■オランダは領土の
- ■沼地でできている←この点においてはロシアと同じ
- ■人口があり富があり通商活動があり艦隊もある
- ■ヨーロッパにおける重要国

⇨つまり、統治するとは物事を統治するということである

さまざまな戦術が優先されることによる法の後退(p. 121 l. 6-p. 123 l. 11)

# 主権

- 主権者は常に共通善、万人の救済という目的を提示する
  - →共通善が存在するのは、すべての臣民がもれなく法に従い、割り振られた任務をきちんとおこない、与えられた職をきちんと実践し、打ち立てられている秩序を尊重するかぎりにおいてである。(p. 122 l. 1-l. 4)
  - =公共善とは法への服従である
- 法への服従を可能にしていたのは法自体で、法と主権は絶対的なしかたで一体をなす⇒ここでは人はあいかわらず、この主権の循環、領国の循環の中にいる
- 目的は主権自体にあり、道具を法という形で自分自身から引き出す

∜対立

# 統治

- 物事を処置し、「ふさわしい目的」へと操導される
- − 統治すべき対象である事物全てにとってそれぞれふさわしい目的へと誘導される⇒つまり、特有の目的が複数ある

- Ex)統治は人々ができるだけ多くの富を生産するようにはからう必要、人々が食料を供給される必要、人口が増殖しう るようにはからう必要がある
- このさまざまに異なる目的に達成するためにおこなわれるのが物事の処置
- 人間たちに法を課すことではなく、物事を処置することが問題
  - =法を戦術として最大限用いることが問題
- 目的は統治によって導かれるプロセスの完成・最適化・強化のなかに求められるべき
- 統治の道具は法ではなく、さまざまな戦術になる
  - ⇨したがってこれは法の後退

# ★ 統治者に必要な3つの要素(p. 1231.12-p. 1241.11)

ラ・ペリエール曰く、良い統治者は「忍耐、智恵、勤勉さ」を持っていなければならない

#### 〈忍耐〉

- 真の統治者は怒りよりも忍耐をもっていなければならない
- 統治者という人物において本質的であるべきは殺害権、自分を引き立たせる権利ではない
- 針(殺害権などの自分を引き立たせる権利)がないことに対してプラスの価値をもつ内容を与えるものとして、智恵と勤勉さ

#### 〈智恵〉

- 物事についての認識、到達可能な諸目標についての認識
- 目標に到達するために用いるべき「処置」こそが、主権者の知恵を構成する認識となる

#### 〈勤勉さ〉

- 「自分は統治される側の者たちに奉仕するべく存在し行動するのだ」と考えるかぎりにおいてのみ主権者は統治すべきだとする根拠であること(p. 124 l. 7-l. 8)
- 統治術の作動に対して十八世紀まで見られた歴史的・制度的な障害(p. | 24 |. | 2-p. | 27 うしろから3)

#### 〈十六世紀から十八世紀までの統治術の理論〉

- 統治術の理論は十六世紀からすでに領土的君主制の行政装置の発展の全てと結びついていた
- この理論はまた、十六世紀末から発達し十七世紀に大規模になった分析・知の全体とも結びついている=統計
- 統治術は重商主義・官房学と相関関係を持っていた
- 重商主義や官房学はまさに統計学によって獲得される認識に応じて権力の行使を合理化する努力であり、国力や国の富を増加させる方法に関する学説でもあった
- ⇒つまり、統治術は行政君主制の大装置がその装置と相関関係にある知の諸形式とともに実際に設置されつつあった

#### 〈統治術の障害となった歴史的理由〉

- 三十年戦争とそれによる荒廃・崩壊
- 十七世紀[なかばに見られた]農民・都市民による数々の大暴走
- 十七世紀末の西洋君主制諸国の政治を苦しめた財政危機・食糧危機
- ⇒統治術が展開され、考察され、規模が獲得され大きくなりえたのは拡大の時期だけ、つまり十七世紀初頭から十七世紀末に至る時代をたえず悩ませた大きな軍事的・経済的・政治的要請がなかった時期だけ(p. 125 うしろから 3-うしろから 1)

#### 〈統治術の障害となった制度的・心的な理由〉

- 統治術が障害を受けた根本的要因の一つとして、主権の行使という問題が理論的問題としても政治組織の原則としても充実していたことがある

# Ex)重商主義

- 統治実践としての権力の行使に対して初めておこなわれた合理化
- 目的は主権者で、道具は主権者の道具自体だった
- →重商主義は主権という制度的・心的な構造の内部に入らせようとしたが、主権はこの統治術の障害となった

#### 〈統治術を挟む2つのもの〉

- (1)問題・制度としての主権
- =あまりに抽象的な、あまりに硬直した主権
- (2)契約理論
- =あまりに狭量で、あまりに脆弱な、あまりに一貫性のない家族というモデル
  - 統治術は主権の一般形式と折り合いをつけようとするが、家族の統治というモデルに無理やり自分を押し込めた
  - 経済という考えかたも障害になっていた

# ▶ 統治術の障害解除にあたって本質的要因として働いた人口問題(p. 127 うしろから 2-p. 128 l. 13)

- 人口問題の出現と結びついている
  - →三つがどの様にして結びつくかが見られるプロセスがある
  - (1)統治学
  - (2)経済の中心が家族以外に移動
  - (3)人口問題
- 人口問題が主権という法的枠組みの外で思考・考察・計算されることが可能になったのは、人口という特有の問題が知覚されるようになったから、あるいはまたあの現実の水準(=経済)が取り出されたから(p. | 28 | .8-

### ▶ 統治術に対する障害解除を可能にした人口問題(p.128 l. 14-p. 130)

- (1)家族モデルを引き離し、経済という概念の中心をそれ以外のものへと移動させることを可能にする人口
  - 主権機能の内部にあった統計学が、人口には特有の規則性があることを発見して示すようになる Ex)死亡者数、病人の数、自己の規則性
  - 家族という統治モデルは消滅することになる
  - 統治術は人口という問題設定が登場するまでは、家族というモデルを出発点として、家族の管理という意味での経済を出発点としてのみ考えることができた

↑それに対して

- 人口が家族には還元しきれないものとして登場すると、家族はモデルから特権的な一つの道具になる =人口が家族モデルを排除した

### (2)人口は統治の最終目標

- 目標は人口の境遇を改善すること、人口の富·寿命·健康を増大させること
- 統治が、この目標を獲得するために用いるのが人口という道具 =統治は人口に対して、統治の目的・道具として現れる
- 人口を構成する者たちの個人的な利・希求がどのようなものであれ、これらの利が人口の統治の根本的な標的・道具となる
- (3)人口は統治が観察と知において考慮に入れるべき当の対象
  - 統治に関する知の構成は広い意味での人口をめぐるあらゆるプロセスに関する知(=経済)と絶対的なしかた で結びついている

- 統治術から政治学へという移行、主権の諸構造によって支配されている体制から統治の諸技術によって支配されている体制へという移行が、十八世紀に人口をめぐって-従って政治経済学の誕生をめぐって-なされた (p. 1301.14-1.16)
- →統治術が政治学になりはじめるときから主権は役割を果たさなくなる、ということではない
- →問題は、国家を特徴づける主権にどのような法的形式・制度的形式・法的基礎を与えられるか
- ▶ ルソーの二つのテクスト(p. 131 l. 1-p. 132 l. 1)
  - (1)『百科全書』「政治経済学」の項
  - 「経済」「政治経済学」がまったく新しい意味を持っている
  - 統治術を定義するという務めを引き受けている
  - (2)『社会契約論』
  - 主権は、新たな統治術が出現したからといって抹消されるわけではない→むしろ主権に関する問題はかつてないほどに先鋭化された
  - 規律も抹消されたわけではない
  - 人口を管理するとは、これを深く繊細に細部にわたって管理すること
- ★ 統治-人口-政治経済という三角形(p. 132 l. 2-p. 132 l. 14)
  - 統治を人口の統治として考えることは、主権の創設に関する問題を先鋭化させるもの
  - ここにあるのは主権・規律・統治的管理という三角形
  - 三つの運動の間にある深い歴史的な結びつきを示したい
  - (I)主権の定数だったいくつかのものを統治に関する良い選択という今や主要なものとなった問題の背後へと引き 倒す運動
  - (2)人口を一つの所与として介入のための領域として、統治技術の目的として出現させる運動
  - (3)経済を現実に関わる特有の領域として取り出し、政治経済学を学として、またこの現実に関わる領域において統治が用いる介入の技術として取り出す運動
  - →この三つは今日においても堅固なまとまりをなしたまま解体されていない
- ▶ 「統治性」という単語が意味すること(p. 132 l. 15-p. 134 うしろから 4)
  - 「統治性」という単語で言わんとすることは三つある
  - (1)「統治性」とは人口を主要な標的とし、政治経済学を知の主要な形式とし、安全装置を本質的な技術道具とするあの特有の権力の形式を行使することを可能にする諸制度・手続き・分析・考察・計算・戦術、これらからなる 全体のこと
  - (2)「統治性」とは、西洋において相当に前から「統治」と呼べるタイプの権力を主権や規律といった他のあらゆるタイプの権力よりたえず優位に操導してきている傾向、力線
  - (3)「統治性」とは、中世における司法国家が徐々に「統治性化」されたプロセスを指すものでなければならない
  - 愛国心や国家への恐怖など国家の問題に対する過大評価は本質的に二つの形式で見られる
  - (1)直接的・感情的・悲劇的な形式
  - (2)国家をいくつかの機能(生産力の発展、生産関係の再生)へと縮減する分析
  - しかし、国家は単一性・個体性・機能性・重要性をもったことなどなく、国家の重要性は人が信じているよりもはるかに縮減されたものなのかもしれない
  - 重要なのは国家の「統治性化」と呼べるもの
    - ←というのも、国家の統治性化はともかくも国家の延命を可能にする現象だったから
  - 西洋における権力の諸形式・諸エコノミーを次のように復元できる
    - 司法国家

封建的なタイプの領土性において誕生し、大まかにいって法からなる社会に対応する

• 行政国家

統治と規律とからなる社会に対応する

• 統治国家

本質的に人口に関わり、経済的な知の道具立てを参照・利用し、安全装置によって制御されている社会に 対応する

# これからフーコーが話したいこと(p.134 うしろから 3-p.135)

- これから、この統治性がどのように誕生したのかをみていきたい。
- 第一に、キリスト教的司牧性という古風なモデルを出発点とした誕生
- 第二に外交的・軍事的なモデルに依拠した誕生
- 最後に、この統治性がこのような次元を獲得できたのはただ、非常に特殊な一連の道具があってのことということを示す
- この三つの大いなる支点を出発点とすることで西洋の歴史において根本的な国家の統治性化が起こりえたのだと思う

### 【大学生 M の疑問と感想】

- 統治する主体は誰なのかが気になりました。私たちが私たちを統治しているのだろうか…?と疑問に思いました。
- 「統治すべき対象であるあれら全てにとってそれぞれふさわしい目的へと操導される」(p. 122 うしろから 7)という文の「ふさわしい目的」というのは道徳によってふさわしいかどうかが決まるのでしょうか?また、道徳における「ふさわしい」「ふさわしくない」というのは時代が変わっても変わらないもの、つまり普遍的な絶対的基準なのでしょうか?
- 今の日本は下から上への連続性で統治するのは限界があるのではないか、と思ってしまいます。たびたび話題にのぼるワクチンの例だと、確かにより受けた方が良いという、より正常なものを選び取るようになっていますが、その一方で渋谷でハロウィンの日にマスコミなどが「ステイホーム」を掲げていたのにも関わらず、路上呑みをしていたり、仮装パーティーをやっていたという報道を見ると、個人の道徳心に任せるような方法はもう通用しなくなっているのではないか、法律として国家を統治する上から下への連続性を取る必要性が出てくるのではないか、と考えました。